

アセットオーナー・プリンシプルの受け入れについて

学校法人北海道科学大学（以下、「本法人」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、受け入れることを表明します。

原則 1.

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

【運用目的】

- ・本法人は、中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的として資金運用を行っており、理事会で承認された資金運用規程により、適切なリスク管理の下で効率的な資金運用を行います。

【運用方針】

- ・外部の専門家を構成員に加えた資金運用委員会の審議を経て、理事会で毎年度の運用方針を決定します。運用方針では、長期運用が可能である強みを活かし、中長期の目標リターン・目標リスクを定め、運用方針に基づき基本ポートフォリオを策定します。

【運用目標】

- ・基本ポートフォリオは、将来の資金計画等及び長期・短期の資金性格を加味したうえで、本法人やステークホルダーの状況、経済・金融環境等を踏まえたものとします。また、資金運用委員会による検証を定期的に行い、必要に応じて適切に見直します。

原則 2.

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

【専門的知見獲得の体制】

- ・運用体制、リスク管理体制及び運用方針、運用計画は資金運用規程及び資金運用委員会規程の定めに従い実行され、理事会及び資金運用委員会によるモニタリングが機能するガバナンス体制を確立しています。

- ・ 資金運用委員会の構成員には「法人の資金運用とは利害関係のない外部専門家」を加え、運用の妥当性及びリスクの検証等において、専門的知見を得ています。

【人材確保・外部組織の活用】

- ・ 資金運用担当者は知見の補充・充実のために、取引金融機関などの資金運用に精通している者の意見・助言を受けている他、資金運用に関するセミナー等にも積極的に参加しています。
- ・ 本法人では、現在、資金運用の外部機関への委託は実施していませんが、将来の運用規模の拡大、高度化の進展に合わせ、委託運用機関や外部知見の活用による体制強化に取り組んでまいります。

原則 3.

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

【リスク管理】

- ・ 資金運用を行うに当たっては、資金運用規程の定めに従い、安全性を優先し、流動性・効率性を併せて考慮に入れた運用を基本としています。特定の金融機関に取引残高が偏重しないよう分散を心掛けているほか、リスク分散の観点から 1 商品、1 発行体当たりの購入上限額等のルールを定めています。
- ・ 基本ポートフォリオの策定にあたっては、経済・金融環境及び定量的なリスク指標等を踏まえたうえで、下方リスク管理を重視した運用を行います。
- ・ 資金運用を行うに当たっては、複数の金融機関からの提案を受け、金融商品の個別条件及びリスク・リターンの状況等を勘案し、投資の判断を行っています。
- ・ 少なくとも半期に 1 回資金運用委員会を開催し、資金運用実績のモニタリングを行うほか、破綻リスクが懸念される事態などに直面した場合には、直ちに資金運用委員会の構成員を中心とする対策会議を開き、具体的な対応策を講じることとしています。

【外部機関への委託】

- ・ 本法人では、現在、資金運用の外部機関への委託は実施していません。

原則 4.

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

【情報提供】

・本法人は、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況に関する情報の開示に努めます。運用状況の開示はウェブサイトにて事業報告書を通じて行うとともに、今後、情報開示の在り方についても検討を進めていきます。

原則 5.

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

【スチュワードシップ活動とサステナビリティ投資】

・学校法人として、その運用規模や対象商品に鑑み、直接的なスチュワードシップ活動を積極的に行いうる立場にないと考えますが、運用商品や運用会社・取引相手の選定において ESG や SDGs に配慮した資金運用を心掛けるなど、アセットオーナーとして工夫をしております。